

きらっとあさひプラン

《第4期旭区地域福祉保健計画》

素案



令和2年10月

横浜市旭区役所

社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会

各地区別計画策定・推進組織

■はじめに

旭区長 挨拶文

社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会会長 挨拶文

旭区連合自治会町内会連絡協議会会長 挨拶文

第4期旭区地域福祉保健計画 目次

第1章	第4期計画策定の背景	
(1)	地域福祉保健計画とは	1
(2)	旭区の福祉保健を取り巻く状況	3
(3)	第3期計画（平成28年度～令和2年度）の振り返り	12
第2章	計画の基本的な考え方	
(1)	大切にしたい視点	14
(2)	目指すまちの姿	15
	基本理念	15
	目指す姿	15
(3)	区計画について	16
第3章	区全域計画	
(1)	区全域計画とは	17
(2)	目指すまちの姿	17
	目指す姿1 誰もが、ともに生きる	17
	目指す姿2 みんなが、声をかけあえるまち	21
	目指す姿3 ひとりひとりが、自分らしくいられるまち	23
第4章	地区別計画	
(1)	地区別計画とは	25
(2)	19地区の地区別計画	
	鶴ヶ峰地区	26
	白根地区	○
	旭北地区	○
	上白根地区	○
	今宿地区	○
	川井地区	○
	若葉台地区	○
	笹野台地区	○
	希望が丘地区	○
	希望が丘東地区	○
	希望が丘南地区	○
	さちが丘地区	○
	万騎が原地区	○
	二俣川地区	○
	二俣川ニュータウン地区	○
	旭中央地区	○
	旭南部地区	○

左近山地区	○
市沢地区	○

第5章 計画の推進

(1) 区（全域）計画推進の体制	27
(2) 地区別計画策定・推進組織の体制	28
(3) 地区別支援チームとその役割	28
(4) 振り返り	29

資料編

(1) 第4期計画の策定経過	○
(2) 策定にあたっていただいた区民の皆さまからの意見	○
(3) 推進委員および検討部会委員の名簿	○
(4) 用語集	○

第4期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）の策定期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「新しい生活様式」に基づく活動が求められるようになりました。

私たちにとって今までにない経験であり、これまでの地域活動をそのままの形で継続することは難しい状況です。そこで、三密を回避するために活動の進め方を工夫したり、ICT（情報伝達技術）などの新たな手法を活用したりすることもあると思います。

しかし、本計画で目指す姿が変わるものではなく、これまで以上に住民同士の支え合い活動が必要不可欠なことは言うまでもありません。区民の皆さまとともに地域のつながりについて考え、寄り添いながら、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指して取り組んでいきます。

コロナ禍での地域活動のイラスト

第1章 第4期計画策定の背景

旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）は、旭区に住むすべての方が地域で支え合い安心して自分らしく暮らせるようにするための計画です。

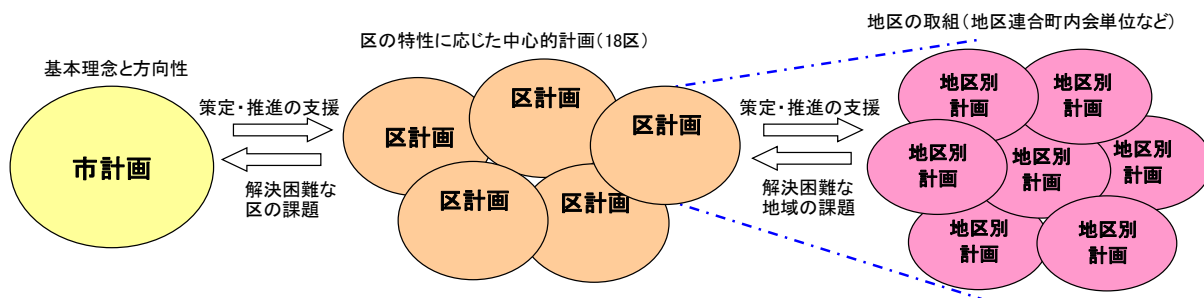
住民・事業者・公的機関（旭区役所・旭区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等）が協働し、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進め、地域の福祉保健課題を解決するために策定・推進しています。「きらっとあさひプラン」は、旭区地域福祉保健計画の愛称です。

(1) 地域福祉保健計画とは

社会福祉法第107条では、市町村は地域福祉の推進に関する事項を定める「市町村地域福祉計画」を策定することとされています。横浜市では、第2期計画より、「地域福祉」に健康づくりなどの「地域保健」の視点も取り入れて、「横浜市地域福祉保健計画（よこはま笑顔プラン）」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。また、旭区では第2期計画より、区社会福祉協議会の「旭区地域福祉活動計画」と一体的に推進しています。

<計画の構成>

市全体の基本理念と方向性を示し、区計画の推進を支援する「市計画」、18区ごとの特性に応じた区民に身近な中心計画である「区（全域）計画」、より身近な地区の課題に対応するために住民が主体となり策定・推進する「地区別計画」で構成されています。



図：地域福祉保健計画の構成

旭区地域福祉保健計画は、「区（全域）計画」と19地区の「地区別計画」で構成

<計画期間>

第4期計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画です。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地区別計画						第2期旭区地域福祉保健計画					第3期旭区地域福祉保健計画					第4期旭区地域福祉保健計画				
区(全域)計画	第1期旭区地域福祉保健計画					第2期旭区地域福祉保健計画					第3期旭区地域福祉保健計画					第4期旭区地域福祉保健計画				
区社協地域福祉活動計画	第2期旭区地域福祉活動計画					第2期旭区地域福祉活動計画					第3期旭区地域福祉活動計画					第4期旭区地域福祉活動計画				

図：区（全域）計画・地区別計画・区社協地域福祉活動計画の変遷と計画期間

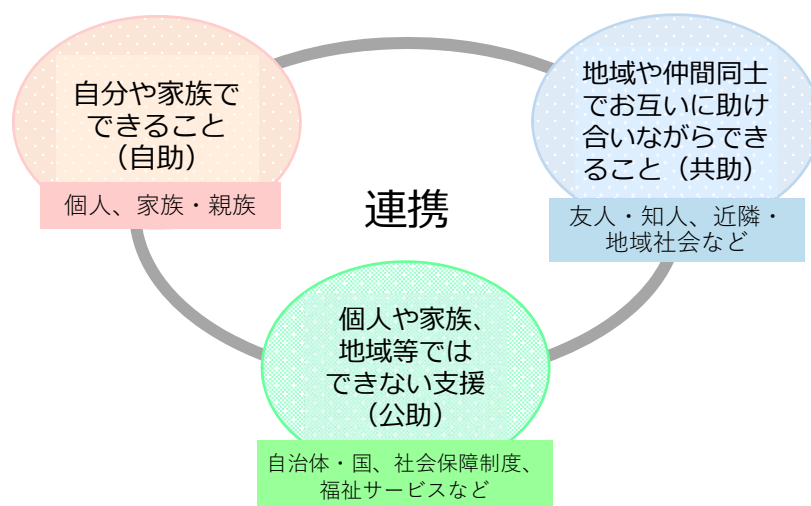
〈コラム〉 地域福祉保健計画の推進における「自助」「共助」「公助」の連携

より良い地域づくりを進めていくには、住民ひとりひとりが「私たちのまち」に関心をもつこと、住民・事業者・公的機関（旭区役所・旭区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等）が協力して取り組むことが重要です。さらに、地域の福祉保健課題においては、

- ◆個人でできることは自分や家族で取り組む「自助」
- ◆一人では解決できないことを地域や仲間同士でお互いに助け合う「共助」
- ◆行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」

それぞれが相互に連携して進められることが重要です。

地域福祉保健計画でも、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、連携しながら総合的に進めていきます。



〈コラム〉 社会状況の変化と「地域共生社会」づくり

少子高齢化や人口減少の進展、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化、非正規雇用の拡大等、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。これらを背景に、家族・友人・地域社会等との接点がなく、困ったときに支援につながりにくい「社会的孤立」や、長年にひきこもっている中高年の子どもの生活を高齢の親が支える「8050問題」、介護と育児の問題を同時に抱える「ダブルケア」等、複合的な課題や既存の制度では支援が難しい課題が増えています。

こうした中で、これまで対象ごとに整備が進められてきた公的支援が、今後、様々な課題に包括的に対応していくことが求められています。また、改めて地域を基盤にした支え合いが注目され、福祉保健分野を問わず、様々な主体が協力して課題を解決する力を高めていくことが必要とされています。

国では、このような状況を踏まえ「地域共生社会*の実現」に向けた体制整備が進められています。

* 「地域共生社会」

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(2) 旭区の福祉保健を取り巻く状況

旭区では、すでに人口は減少に転じており、出生数も減少傾向にある一方で、65歳以上の人口は今後も増加が見込まれます。第4期計画の最終年度となる令和7年度(2025年)には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達する、いわゆる「2025年問題」に直面することとなります。

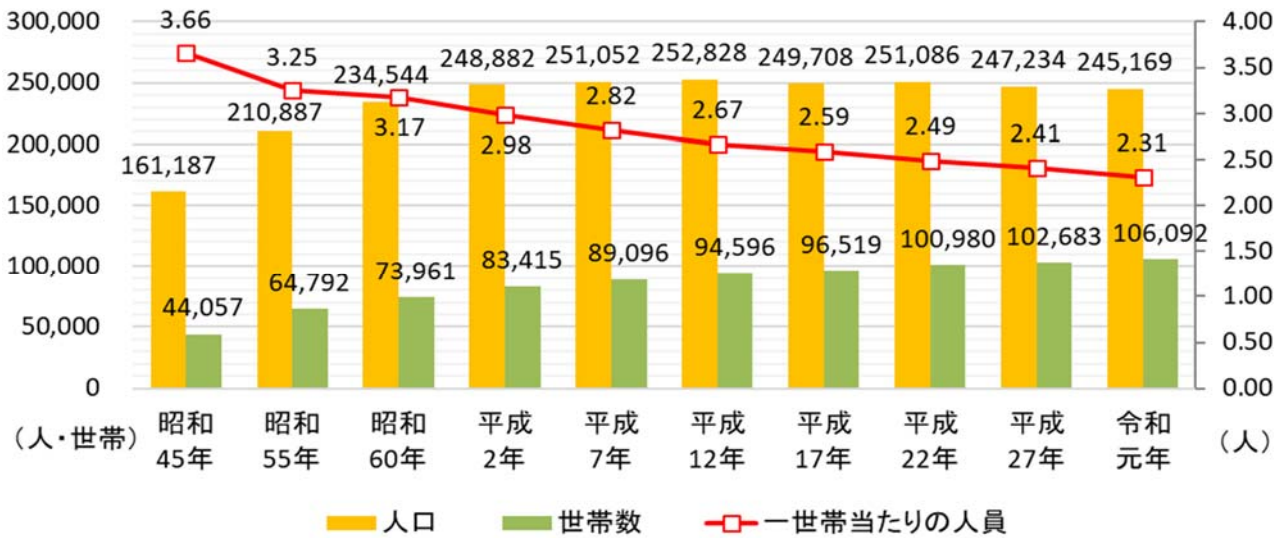
また、各種障害者手帳の所持者数は、市内他区と比べても多い状況となっています。区民意識調査によると、住民同士が取り組む課題として「住民同士の交流や助け合いの促進」を多くの人が挙げる等、ご近所同士の見守り・支え合いが望まれています。

このような状況を踏まえて、「第4期旭区地域福祉保健計画(きらっとあさひプラン)」では、分野を超えて横断的につながり、ひとりひとりが様々な課題を我が事として受け止め、支え合う地域づくりを進めます。

◆人口及び世帯数の推移

人口は緩やかに減少、一世帯当たりの人員も減少

- ・令和元年10月1日現在、旭区の人口は245,169人(市内第5位)、世帯数は106,092世帯(市内第6位)となっています。
- ・人口は緩やかな減少傾向が続き、世帯数は年々増加しています。

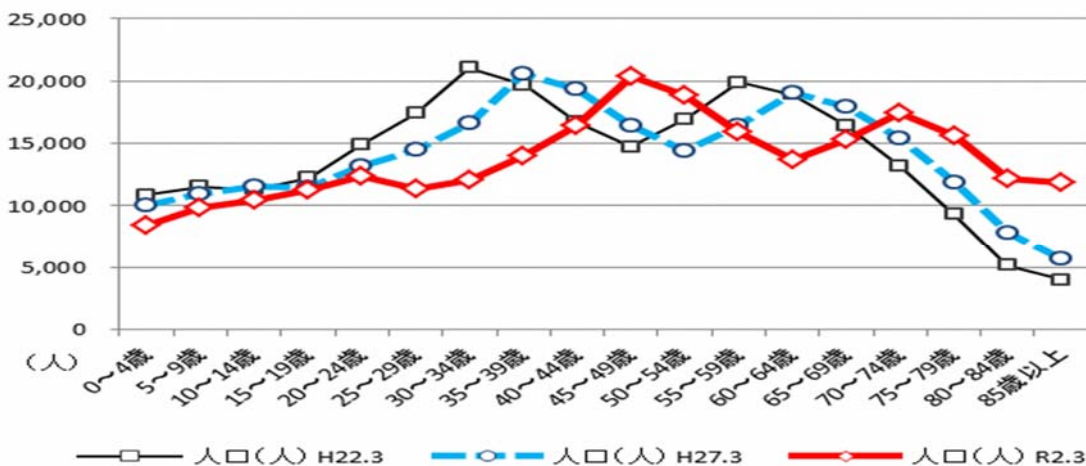


出典：データでみるあさひ2020 [資料：昭和45～平成27年は国勢調査、令和元年は横浜市人口ニュース(各年10月1日現在)]

◆年齢5歳別人口の推移

5歳別人口数のピークは45～49歳へ

- ・平成22年には30～34歳であった5歳別人口数のピークは、令和2年には45～49歳となっています。
- ・0～40歳の人口が、10年前に比べて大きく減少し、70歳以上は顕著に増加しています。

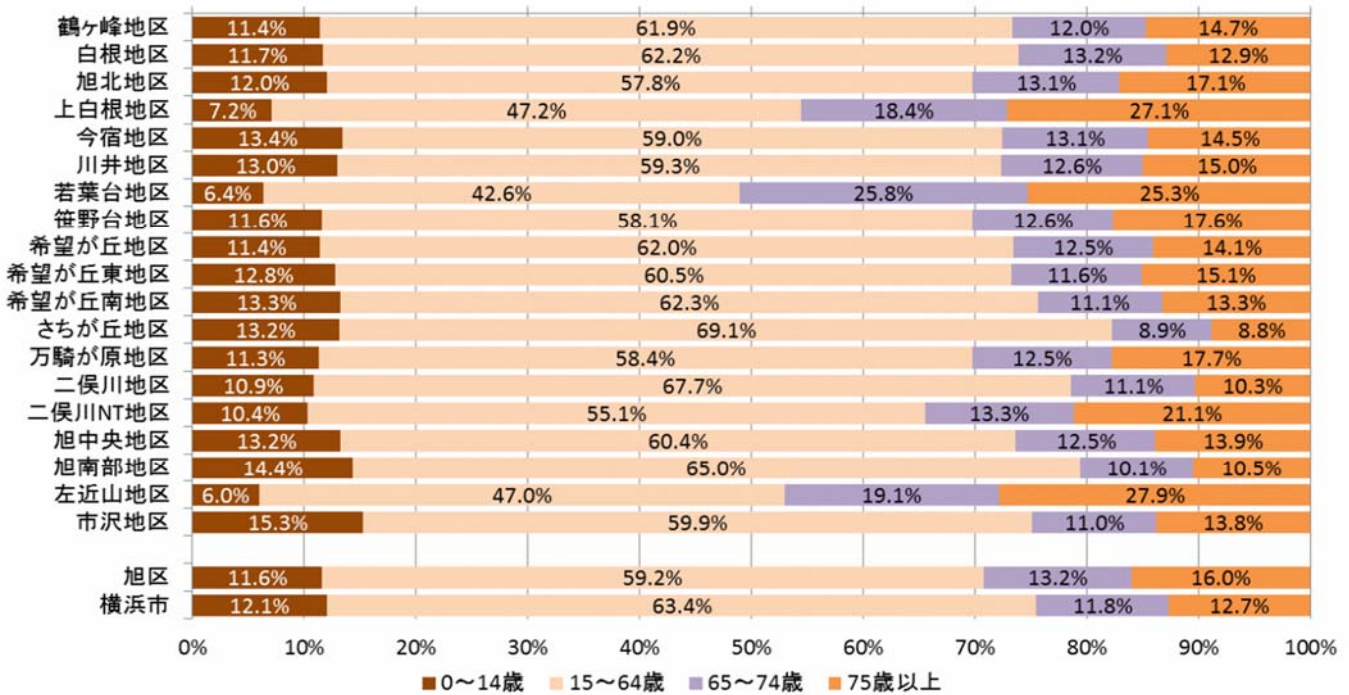


出典：横浜市統計ポータルサイト(各年3月末現在)

◆年齢別(4区分)人口の構成

大規模団地などを中心に高い高齢化率

- ・ 旭区の高齢化率（65歳以上の人口割合）は29.2%で、横浜市の24.5%を大きく上回っています。
- ・ 上白根、若葉台、左近山地区など計画的に開発が進んだ地域の高齢化率は、40～50%台と高くなっています。



出典：横浜市統計ポータルサイト（令和2年3月末現在）

◆将来人口推計

少子高齢化はさらに進展

- ・ 0～14歳の人口比率は徐々に低下していく見込みに対し、75歳以上の人口比率は今後も増加する見込みで少子高齢化がさらに進展します。
- ・ 15～64歳の生産年齢人口比率は市内第17位（令和元年9月末現在）です。今後も、生産年齢人口については、減少していく見込みです。
- ・ 2025年には、団塊の世代の全員が75歳以上に到達し、人口比率は20%を超えると推測されます。

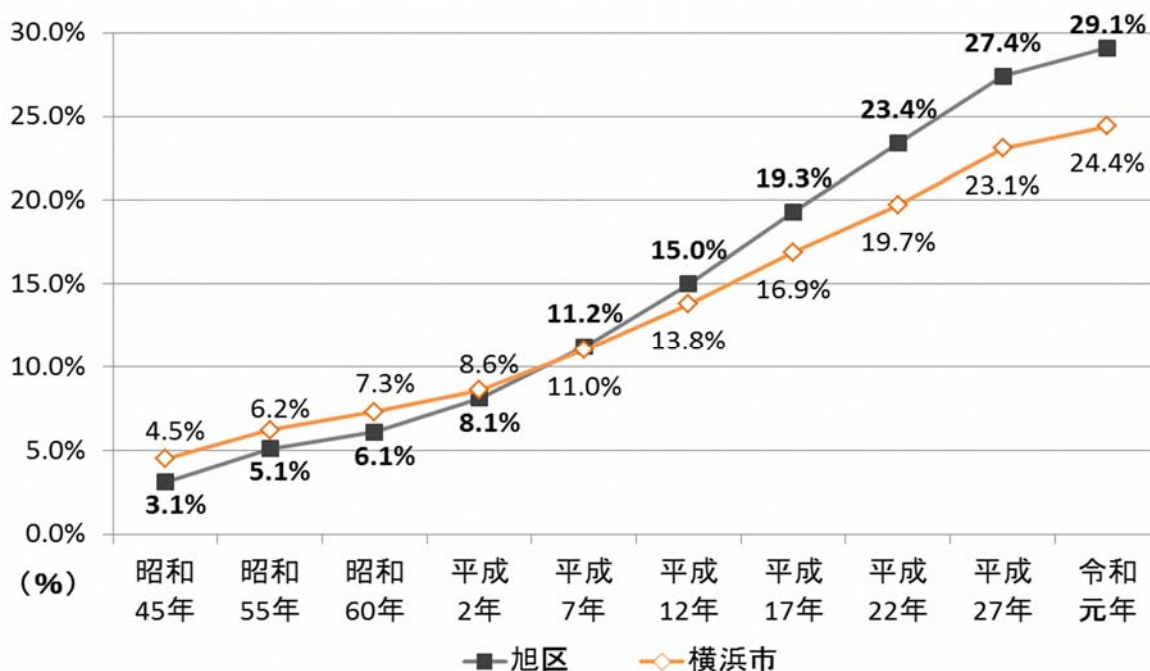


出典：2020年まで：横浜市統計ポータルサイト（各年3月末現在）
2025年以降：横浜市将来人口推計

◆高齢化率の推移

高齢化率は年々増加

- ・昭和45年には33人に1人であった高齢人口は、令和元年には3～4人に1人となっています。
- ・旭区では、横浜市に比べ、平成の時代に急速に高齢化率が進展しました。

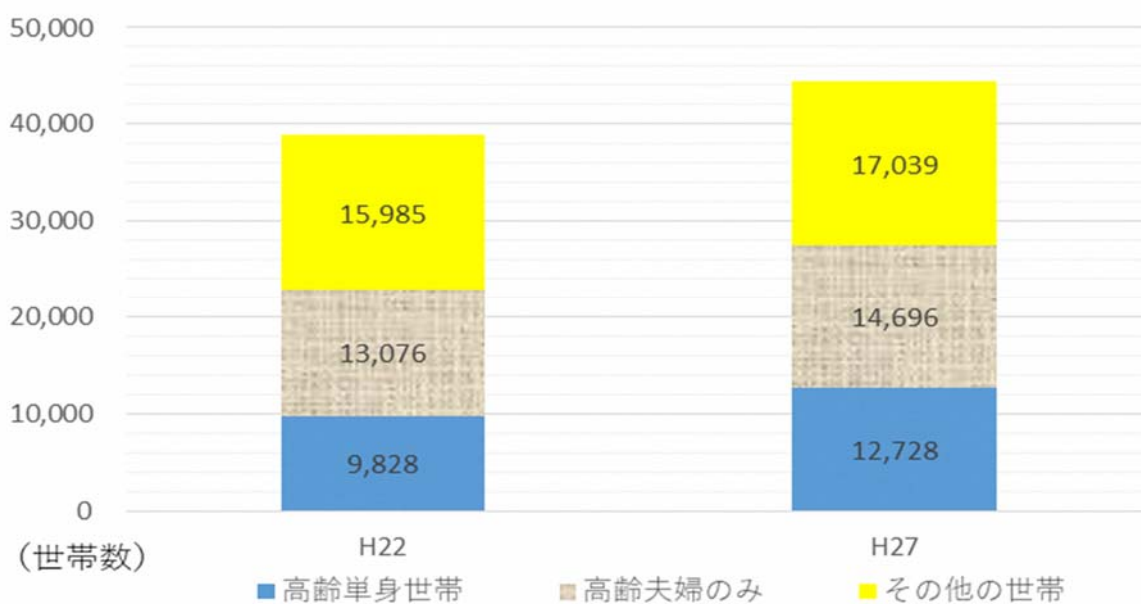


出典：データでみるあさひ2020 [資料：昭和45～平成7年までは国勢調査、平成12年以降は登録人口（各年10月1日現在）]

◆65歳以上の人がある世帯数の推移

65歳以上の単身世帯は5年間で約30%増加

- ・65歳以上の人がある世帯は、平成22年から平成27年までの5年間で、5,574世帯増えています。高齢夫婦のみの世帯や単身世帯も増えています。

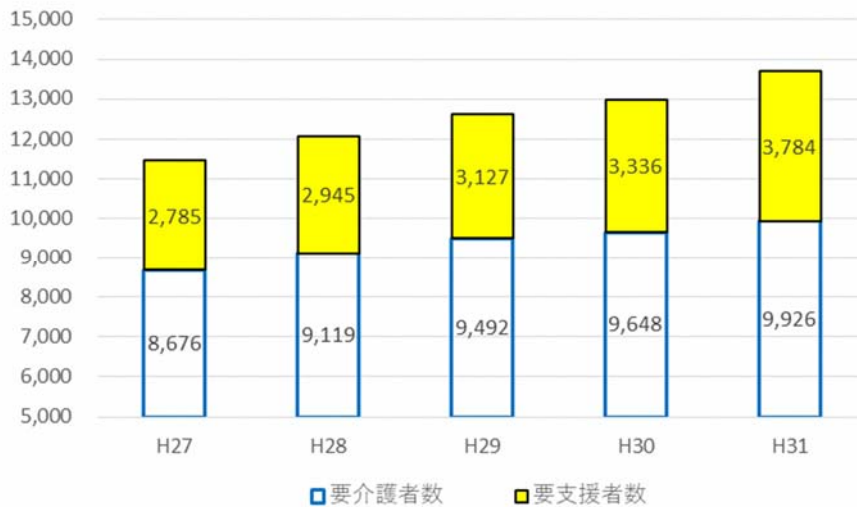


出典：横浜市報告書（横浜市統計ポータルサイト・国勢調査から抜粋）

◆要介護認定者数の推移（1・2号被保険者）

要介護認定者数が年々増加

- ・平成27年から平成31年までに要支援・要介護認定者数は、2,249人増えています。
- ・要介護認定者数は、横浜市内で1番多くなっています。

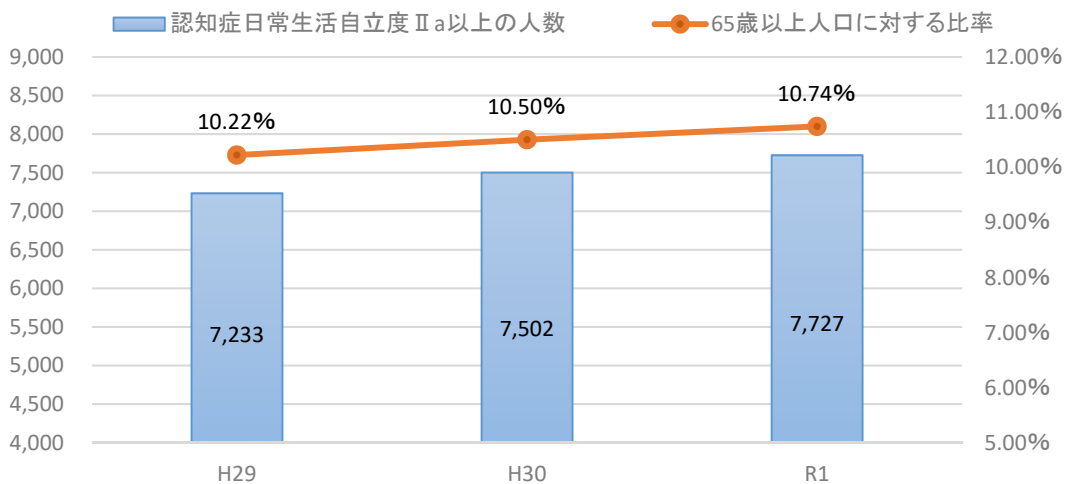


出典：データでみるあさひ2020 [資料：旭区役所高齢・障害支援課（各年3月31日現在）]

◆認知症高齢者の推移

認知症高齢者は年々増加

- ・認知症日常生活自立度Ⅱa以上の人数（※）は、平成29年から令和元年までに494人増加しています。
- また、65歳以上人口に対する比率も微増しています。



- ※ 「認知症日常生活自立度Ⅱa以上の人数」は、要介護認定を受けている方の内、認知症日常生活自立度がⅡa以上と判定された方の人数です。
 「認知症日常生活自立度Ⅱa」に該当する行動や症状の例としては、「たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできていたことにミスが目立つ」などがあげられます。

出典：健康福祉局地域包括ケア推進課、旭区高齢・障害支援課資料（各年9月現在）

少子高齢化の進行とともに、高齢単身世帯や高齢夫婦のみ世帯も増加しています。また、高齢者人口に加え、要介護認定者数も市内で最も多く、今後も増加していくことが見込まれます。

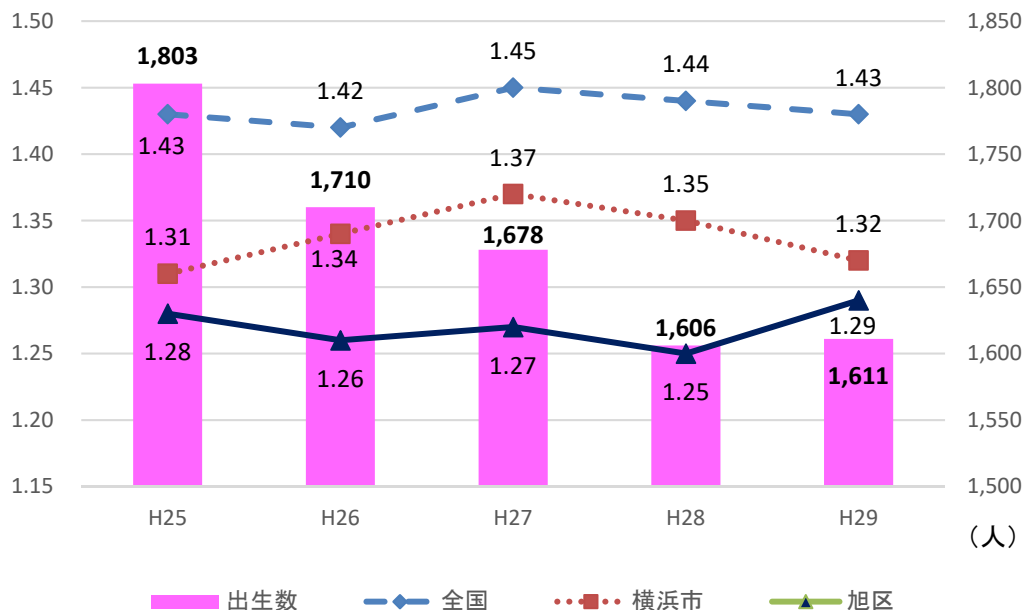
こうした現状から、健康づくりや介護予防の取組と併せて、元気なうちから支援が必要となったときに備え、隣近所との関係づくりや困ったときの相談先を探しておくなど準備をしておくことが有効です。

現役世代も我が事として捉え、離れて暮らす親子の間でも将来について話をする機会を作りましょう。

◆出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は減少傾向

- ・平成 29 年の出生数は、1,611 人でした。
- ・平成 29 年の旭区の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、1.29 で、全国や横浜市に比べて、少ない傾向にあります。



※全国数値は厚生労働省公表数値

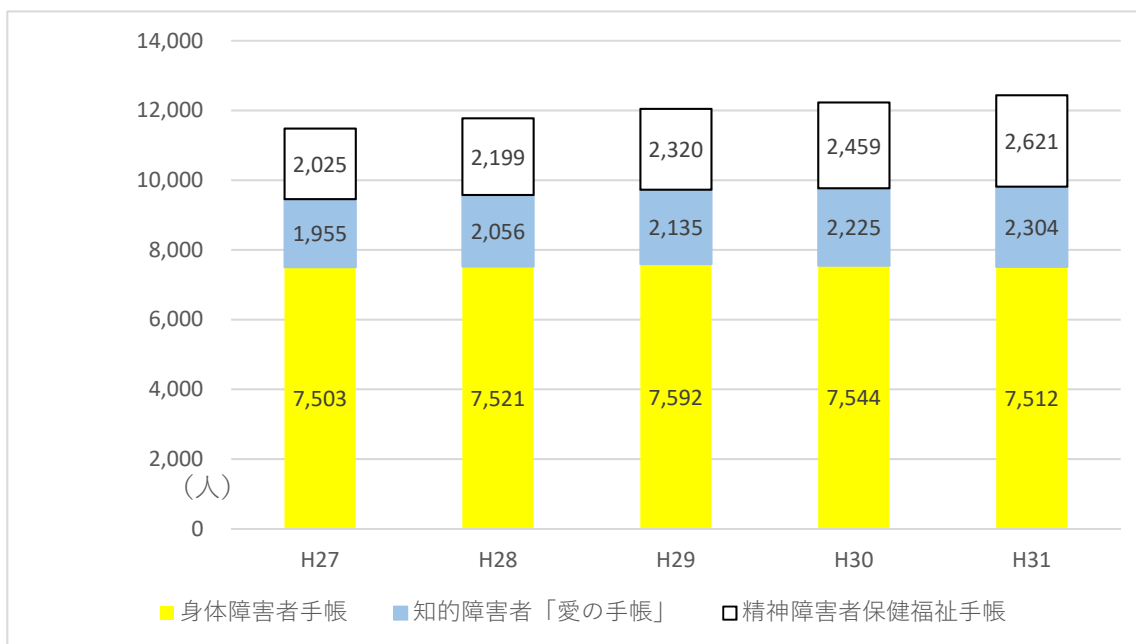
※母親の年齢階級は5歳階級別、年齢別人口は住民基本台帳人口を使用

出典：健康福祉局資料

◆各種障害者手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳と「愛の手帳」（療育手帳）所持者数は増加

- ・身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいに推移していますが、知的障害者の「愛の手帳」（療育手帳）と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。
- ・市内他区と比べて各種手帳の所持者数は多い状況となっています。（身体障害者手帳市内第2位、知的障害者「愛の手帳」市内第3位、精神障害者保健福祉手帳市内第3位）

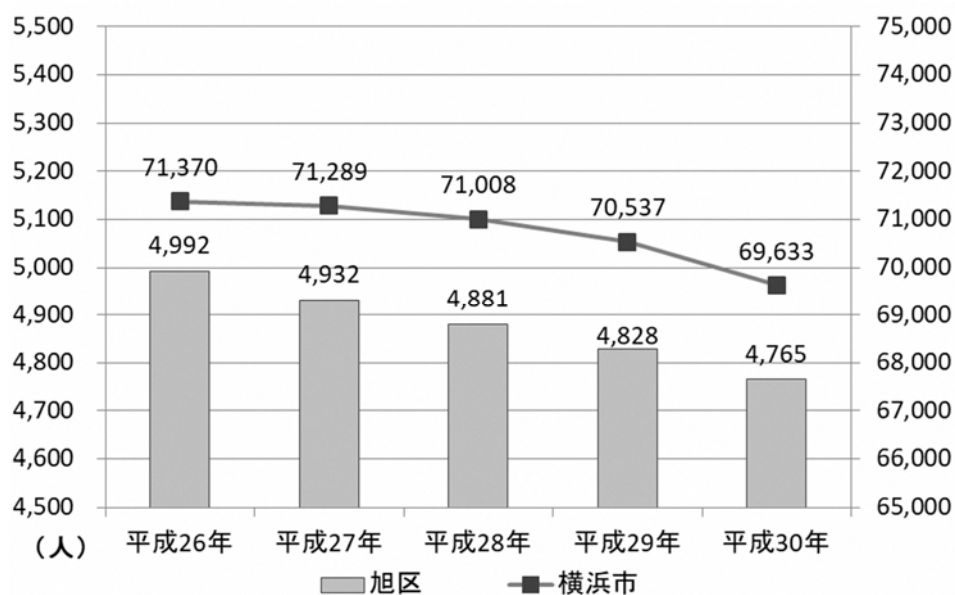


出典：データでみるあさひ 2020 [資料：旭区役所高齢・障害支援課（各年 3 月 31 日現在）]

◆生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数は減少傾向

- ・生活保護受給者数は、平成26年から緩やかに減少しており、平成30年度は4,765人となっています。
- ・今後の生活保護受給者数は、新型コロナウイルスによる経済不安の影響を受け、増加する可能性があると考えられます。

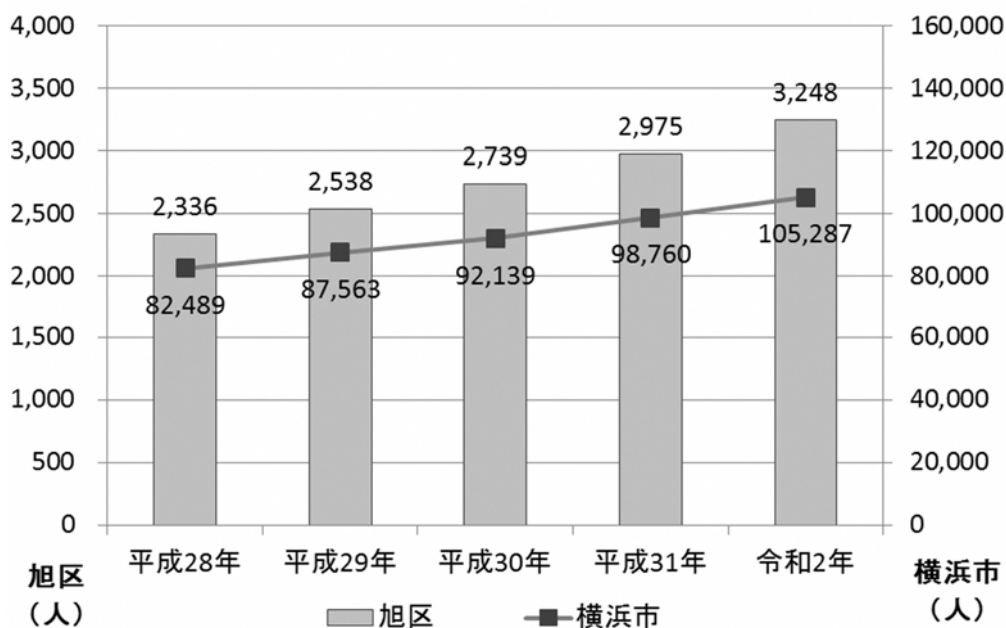


出典：横浜市統計ポータルサイト「健康福祉局資料」（各年3月末現在）

◆外国人住民数の推移

外国人住民数は緩やかに増加傾向

- ・外国人住民数は、平成28年から増加し、令和2年は3,248人（市内第13位）となっています。



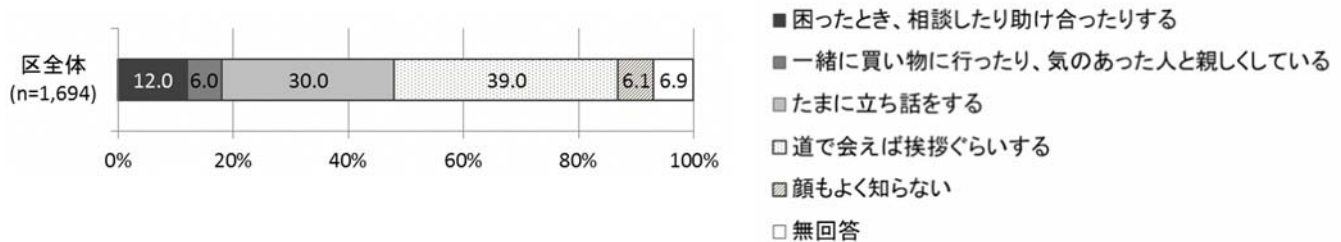
出典：横浜市統計ポータルサイト（各年3月末現在）

旭区の区民意識（※平成30年度旭区区民意識調査より）

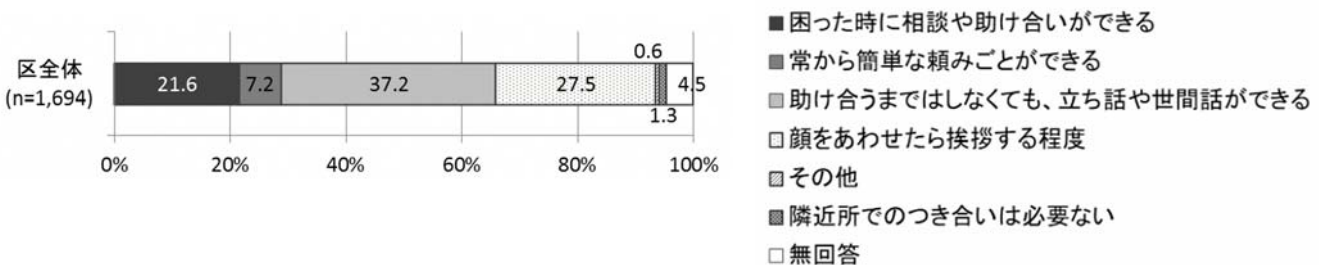
◆近隣との関係

実際の隣近所との付き合い方は、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」割合は12.0%ですが、望んでいる隣近所との付き合い方は、21.6%の方が「困ったとき、相談や助け合いができる」付き合いを望んでいます。実際の近隣との付き合い方よりも、深い関係を望んでいる傾向がみられます。

○隣近所との付き合い方

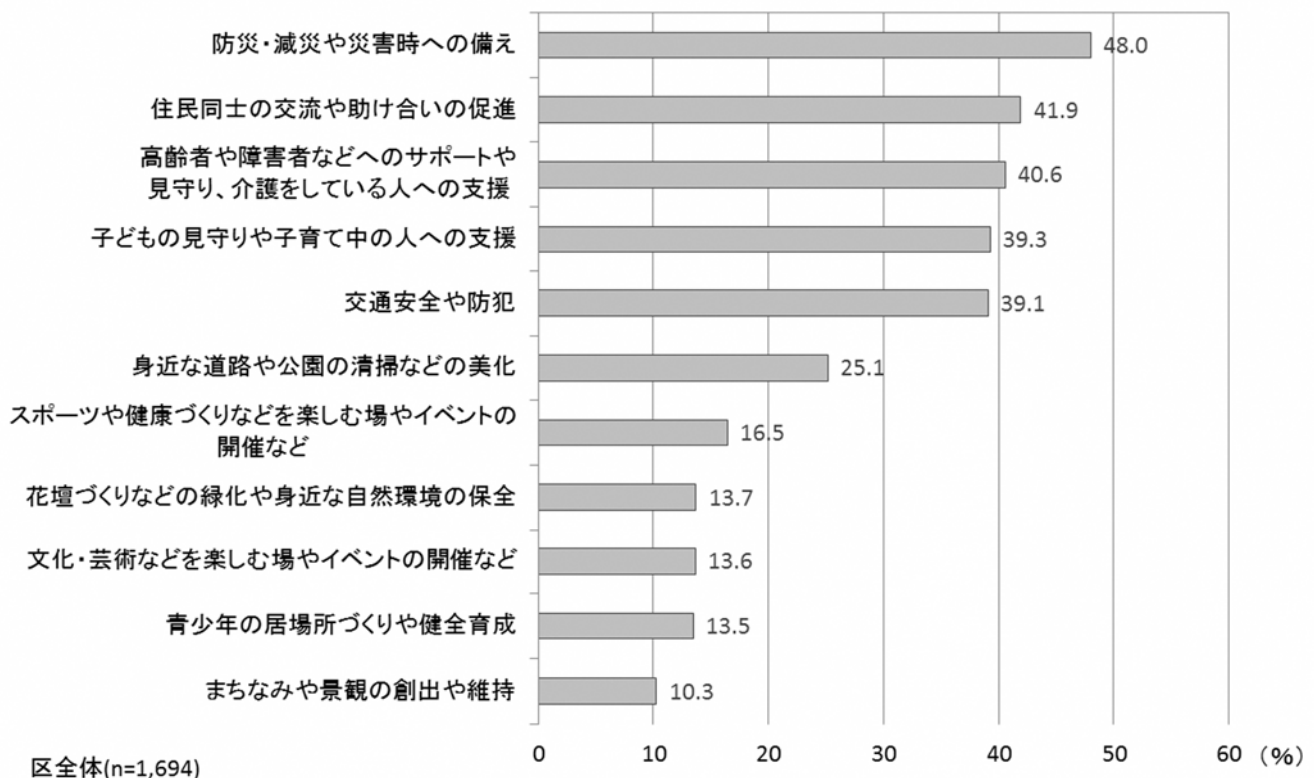


○望んでいる隣近所との付き合い方



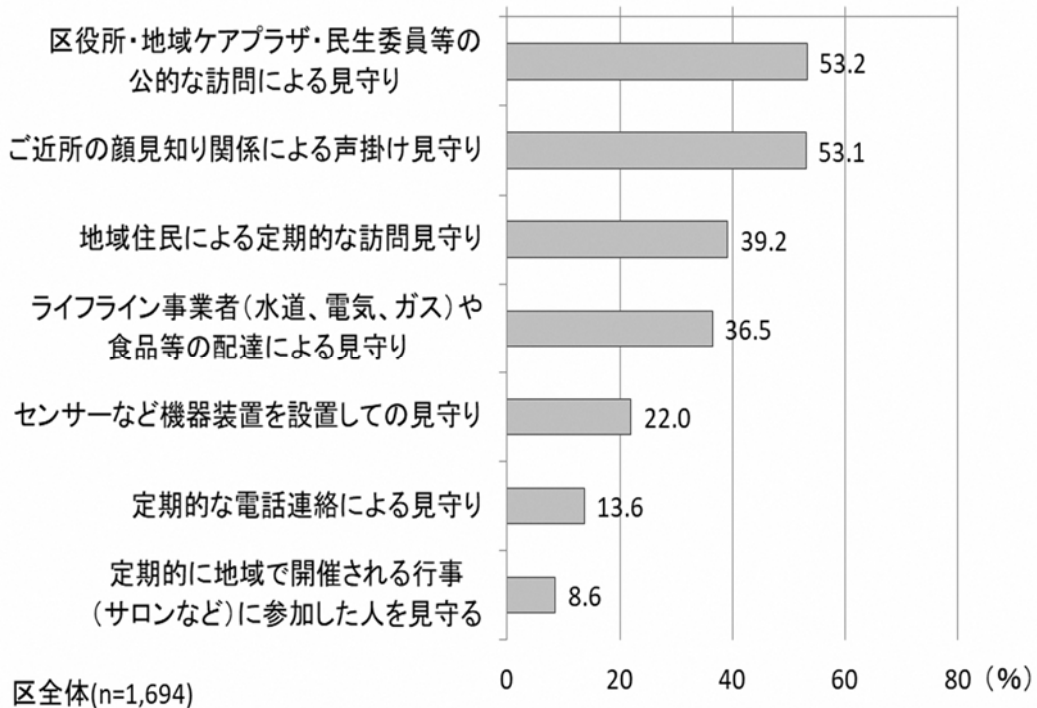
◆住民同士が取り組むべきと思う課題（複数回答）

住民同士が取り組むべき課題は、「防災・減災や災害時への備え」が最も多く、次いで「住民同士の交流や助け合いの促進」や「高齢者や障害者などへのサポートや見守り、介護をしている人への支援」となっています。



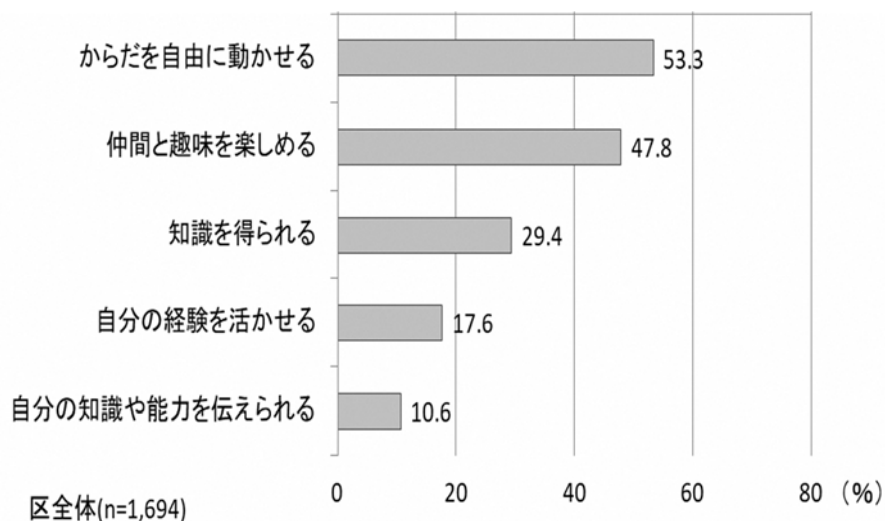
◆孤立する高齢者等に必要と思う見守り（複数回答）

孤立する高齢者等に必要と思う見守りは、「区役所・地域ケアプラザ・民生委員等の公的な訪問による見守り」と同程度に、「ご近所の顔見知り関係による声掛け見守り」が多くなっています。



◆健康で自分らしい生活・生きがいを感じる生活のために必要な場と機会（複数回答）

多くの方は、健康で自分らしい生活・生きがいを感じる生活のためには、「からだを自由に動かせる」ことや「仲間と趣味を楽しめる」ことが必要と感じています。

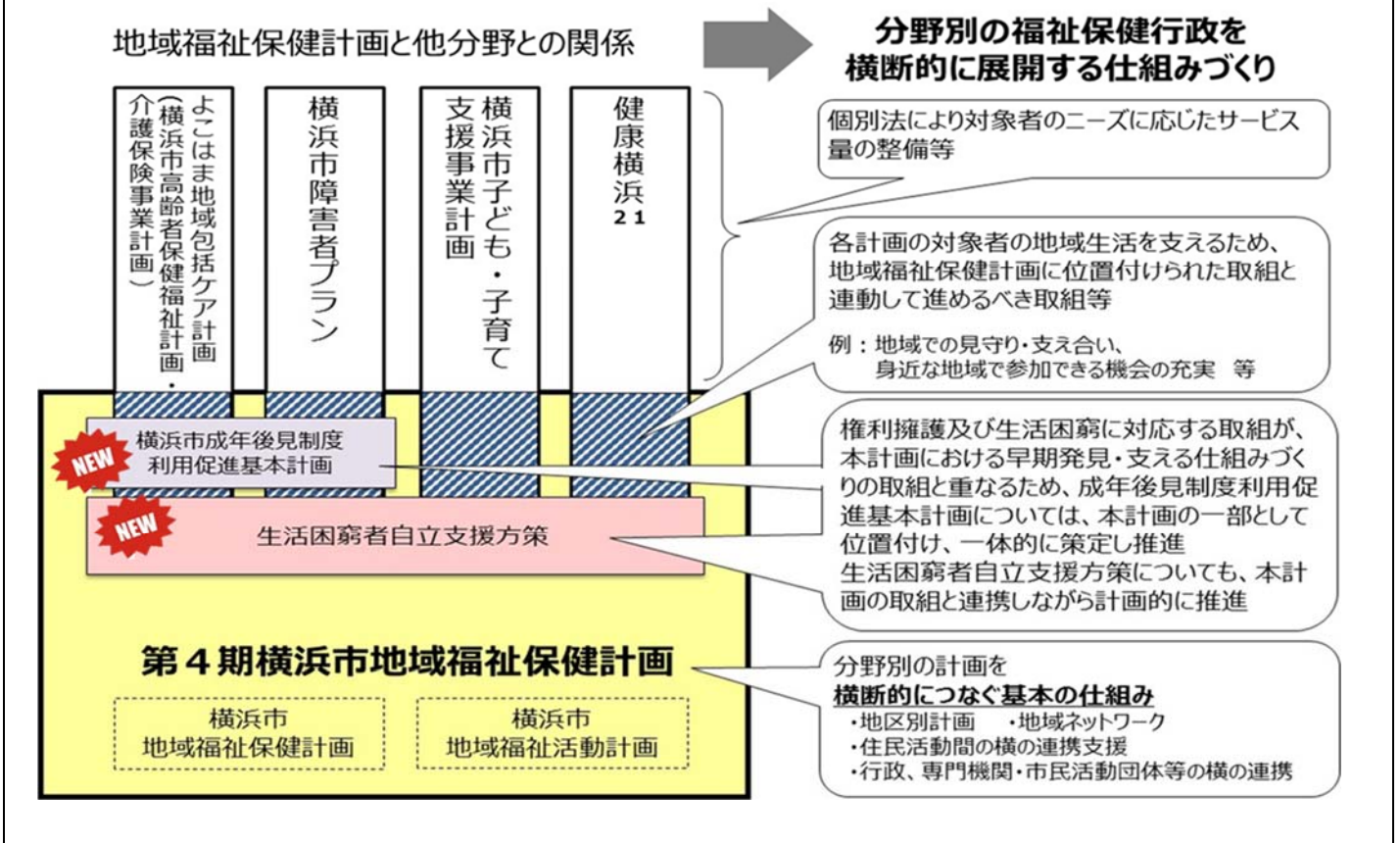


※「平成 30 年度旭区区民意識調査」は、旭区の地域特性や地域活動、防災、福祉・健康などについて、区民の皆さまのご意見、ご要望を把握し、今後も住みよいまちをつくるための基礎資料とすることを目的とした調査です。

<コラム> 地域福祉保健計画と分野別計画との関係

横浜市では、様々な福祉保健の分野別計画を策定・推進しています。

地域福祉保健計画では、地域の視点から、各分野別計画に共通する理念や方針及び取組推進の方向性を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。



<コラム> 地域包括ケアシステムと地域福祉保健計画との関係

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される包括的な支援・サービスの提供体制のことです。旭区では高齢者を支援する関係機関等が取組の方向性を共有するために「旭区地域包括ケアシステム行動指針」を策定しますが、住民・事業者・公的機関が協働して地域課題を解決するために、旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）における取組との整合性をとりながら進めています。

▼旭区地域包括ケアシステム行動指針と旭区地域福祉保健計画との関係

名称	旭区地域包括ケアシステム行動指針	旭区地域福祉保健計画 (きらっとあさひプラン)
目的	介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組みづくり ※高齢者を支援する関係機関等が取組の方向性を共有するために策定	住民、事業者、公的機関が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくり
対象	高齢者	高齢者、子ども・若者、障害者も含めた全ての区民
取組分野	共通	介護予防、生活支援、見守り、認知症対策、防災等
	独自	在宅医療
		子ども・若者施策、障害者支援等

出典：横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた旭区行動指針

(3) 第3期計画（平成28年度～令和2年度）の振り返り

第3期計画の成果

区全域計画

<柱1 地域の福祉力アップ～地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる>

- 地域の課題について、解決に向けて住民同士で話し合う機会が増え、生活支援ボランティアや移動販売の誘致、地域サロン等、具体的な取組が進んだ。また、団体同士の横のつながりにより、情報や課題を共有する機会がつけられている。

<柱2 安心して自分らしい生活ができる地域づくり～支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる>

- 身近な地域での集いの場や生活支援ボランティアの活動等により、交流や緩やかな見守りの実践が進んでいる。
- 認知症サポーター養成講座を企業や事業者等を対象に実施することで、新たな層の理解者、見守りの目を増やしている。

<柱3 地域の取組で元気力アップ～幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる>

- ウォーキングを軸とした健康づくりが広がった。連携・協働による健康づくりの普及啓発が進展した。
- より身近な地域でのサロン等が増加するとともに、担い手・参加者の区別ない活動の場も増加した。
- 研修や講座、イベント等への参加をきっかけとした新たなボランティアの発掘や育成を行った。活動をコーディネートし、つながりづくりの支援ができた。
- 様々な工夫により、ジュニアボランティア活動が充実し継続されている。区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、学校、地域の協力団体等の連携により、福祉体験・福祉教育の拡大など将来のボランティアの担い手を育成する基礎ができた。

地区別計画（※調整中）

- 従来からの地域行事に加え、ウォーキングやスタンプラリー、三世代輪投げ大会等の新たなイベントや多様なサロン活動等を実施し、「住民同士の交流促進」、「多世代交流の促進」、「日頃から顔の見える関係づくり」等を促進。
- 災害時要援護者支援の体制づくりや障害児者との交流、高齢者等の買い物支援の取組等により、「安心して自分らしく暮らせるまち」、「安心・安全なまち」を推進。
- 従来からの高齢者等の見守り、小学生の登下校時の見守りに加え、住民ボランティアによる生活支援や移動支援の取組等により、「見守り、支え合いのまちづくり」を推進。
- ジュニアボランティアの地域での活動受け入れや、学生と一緒に地域清掃を行う等により、「次世代の担い手育成」を推進。
- 災害時要援護者支援の第一歩として、障害特性の理解や当事者との交流等に取り組む地区が増加。

第3期計画を踏まえた課題～第4期に向けて～

区全域計画

- 第3期計画は複雑で難しく、区民には身近な計画と感じられなかったため、わかりやすく、親しみやすい内容の計画にする。
- 困りごとを抱える人に必要な情報や支援が届くよう、住民と支援機関等が協働し、より積極的な情報の共有や発信を行う。
- より身近な地域での見守り、支え合いの仕組みづくりをさらに進める。
- さらなる見守り支援体制の構築に向け、重層的なつながりによるネットワークを充実強化していくことが必要。
- どの地域においても必要なときにお互いに支え合えるよう、より多くの人、特に若い世代への普及啓発を進める。
- 幅広い世代の区民に向けて、地域のつながりを大切にした健康づくりの推進が必要。
- 誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、気軽に参加できる場や機会を増やす。

地区別計画 (※調整中)

- 担い手不足に対し、アンケートによるボランティア募集や個別の声かけなど行い、新たな担い手が発掘された事例もあるが、更なる人材発掘が必要。
- 幅広い年代に向け、健康づくりの取組を通じた地域参加やつながりづくり、担い手育成の取組拡大が求められる。
- イベント型の取組が重視されるが、参加者に目的や意図が上手く伝わっていないことがあり、工夫が必要。
- 小地域でのサロン活動、生活支援の充実など、見守り・支え合いの仕組みづくりが必要。
- 推進組織等、特定のメンバーだけの取組とせず、地域の様々な組織・団体の取組やネットワークに広げていくことが必要。

第2章 計画の基本的な考え方

(1) 大切にしたい視点

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画及び地区別計画で構成されています。市計画は、市としての方向性を示し、区計画の推進を支援する計画として、現在、第4期計画（計画期間：令和元年度～5年度）が推進されています。

第4期区計画は、第4期市計画で示された市としての方向性や、第3期区計画の振り返りをもとに検討しました。検討にあたっては、旭区地域福祉保健推進会議や旭区地域福祉保健計画策定検討部会などを通して、区内の福祉・保健・医療の関係機関・団体の代表や住民の代表の方々から、第4期区計画の方向性についてご意見をいただきました。

また、多くの関係団体の皆様からヒアリング等でいただいた様々なご意見（約700件）を受けて、第4期区計画で目指す旭区の姿や推進していくうえで大切にしたいこと等を積み重ね、計画を策定しました。

区全域計画、地区別計画ともに基本理念と目指す姿を共有し、次のことを大切にし、計画を策定・推進していきます。

第4期区計画策定にあたり大切にしたい視点

- ◆あらゆる区民の地域生活課題に目を向け、誰もが安心して自分らしく暮らせる旭区にするための計画であること。
- ◆身近な地域における「見守り・支え合い」の関係や活動と、団体・組織間の横のつながりによるネットワーク構築を充実させる計画であること。
- ◆地域住民や地域の組織、施設、事業者、地域ケアプラザや区社会福祉協議会、行政等の多様な主体が柔軟に連携・協働して取り組む計画であること。
- ◆区民にわかりやすく、誰もが自分に関わること(我が事)として捉えられる計画であること。
- ◆これまでの取組による成果を大切に、さらに目指す姿に向けて継続の工夫や新たな課題解決に取り組む計画であること。
- ◆区全域計画が地区別計画推進を支援するための計画であること。

第4期市計画の5つの特徴【参考】

- 1 より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進
- 2 人材の確保・育成
- 3 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり
- 4 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進
- 5 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

(2) 目指すまちの姿

第3期区計画を引き継ぎつつ、旭区の目指す姿について広く区民の皆さまからいただいたご意見を踏まえ検討を重ねた結果、これからの旭区を見据え、皆さまの想いを反映させた新たな基本理念を設定することにしました。

中長期的な考え方として「基本理念」を掲げ、「目指す姿」を示しました。着実に「目指す姿」を実現できるよう、区全域計画や地区別計画の中で具体的目標を設定し、推進していきます。

「基本理念」

「地域で支え合い 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう」

「目指す姿」

◆ 誰もが、ともに生きるまち

地域には子ども、障害者、高齢者、外国籍の方、生活に困りごとを抱える方等、多様な人が生活しています。立場や背景を越えて様々な人が接点を持ち、互いの違いを知り、受けとめ合えるまちを目指します。

(区民の皆さまからいただいた主なご意見)

他者の痛みがわかる/様々な人と接点がある/互いを理解し合える/自分が認められる/
失敗してもよい/孤立しないまち/障害のある方が地域にいることが自然/障害者や色々な人が
表に出て行ける、人の目に触れる

◆ みんなが、声をかけあえるまち

より身近な地域や場面で交流を持ち、互いを気にかけて見守り合い、困ったときには声を上げ、支え合えるまちを目指します。

(区民の皆さまからいただいた主なご意見)

身近な場所に気軽に参加できる場/発信していける/どこかにつながりがある/安心して声が出せる/
知っている人がつなぎ役になれる/話し合える場づくりが大切

◆ ひとりひとりが、自分らしくいられるまち

それぞれの存在を尊重し、できることや得意なことで参加しながら、いきいきと暮らせるまちを目指します。

(区民の皆さまからいただいた主なご意見)

誰もが活躍できる/小さな負担で活動/得意なことや経験を活かす/できるときにできることを/高齢者が担い手に/子どもたちが参加できる場

(3) 区計画について

〈区全域計画と地区別計画〉

区計画は、区内の 19 地区連合ごとに地域の特性や課題に合わせて策定する「地区別計画」と、地区別計画の推進支援や、地域では課題解決や十分な取組が難しいテーマ等について区全域を対象として取り組む「区全域計画」で構成されています。

区計画の基本理念や目指す姿を「区全域計画」と「地区別計画」で共有し、それぞれの役割を果たしながら連動していくことで、旭区全体としての取組を進めていきます。

〈区民と支援機関の協働〉

地域の地理的特徴や人口・世帯構成、住宅、交通事情等の特徴から見える「地域の困りごと」もあれば、地域全体で考えるべき「一人ひとりの困りごと」もあります。

区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザは、これらの困りごとに対して区民の皆さまが課題解決に向けて話し合い、よりよい地域の未来図が描けるよう、支援していきます。

調整中

第3章 区全域計画

(1) 区全域計画とは

区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザは、目指す姿に向けてそれぞれの役割を果たし、強みを活かしながら、連携・協働して取り組みます。また、区民の皆さまや関係機関、事業者などとの連携・協働を大切にし、重層的・持続的な取組を進めます。

(2) 目指すまちの姿

目指す姿1 誰もが、ともに生きるまち

◆取組目標1◆

違いや多様性を認め合い、支え合える意識の醸成を進めます。

〈主な取組〉

- (1) 違いや個性を知り、認め合うための相互理解に向けた普及啓発・人材育成を進めます。
(認知症サポーター養成講座、障害理解講座、生活困窮者自立支援事業、アウトリーチパートナー養成講座等)
- (2) 地域自立支援協議会等と連携し、障害のある当事者が地域住民に対し、自らの可能性を発信できる機会をつくり、多様性を理解し、支え合える風土づくりを進めます。
- (3) 寄付がそれぞれの立場でできる支え合いの活動の一つであることを広めます。

◆取組目標2◆

子どもの頃から思いやりの心を育むとともに、地域の一員としてのつながりづくりを進めます。

〈主な取組〉

- (1) 地域と学校、区役所、区社会福祉協議会や地域ケアプラザ、ボランティア、福祉施設などが連携し、子どもの頃から思いやりの心を育みます。
(ジュニアボランティア体験事業、小・中学校で実施する命の授業、福祉教育等)
- (2) 地域子育て支援拠点「ひなたぼっこ」や親と子のつどいの広場、地域の子育てサロン、区役所、地域ケアプラザ等が連携し、地域のなかで安心して子育てできるつながりづくりを進めます。

地域ぐるみでの子育て支援『子育てサポートシステム』

地域で安心して子育てができるよう、仕事と育児を両立できる環境づくりを目的とした会員制の有償のささえあい活動、『子育てサポートシステム』があります。

地域の中で子どもを預けたり、預かったりすることで人と人のつながりを広げ、地域ぐるみでの子育て支援を目指しています。

イラスト挿入

<コラム>

具体的な取組について、よりイメージしていただけるよう、写真と共に事例をご紹介します。
(第4期計画で進めていきたい要素を含む事例や特徴的な事例を選出)

◆取組目標 3◆

世代や分野を超えたつながりづくりを進め、受け手・支え手を区別することなく、自然な交流から生まれる対等な関係性を大切にします。

〈主な取組〉

- (1) 住民同士が支え手・受け手を区別せず、つながり、支え合う、地域共生社会の実現に向けて普及啓発・人材育成を進めます。
- (2) いざというときに助け合える地域を目指し、自治会町内会への加入促進など、日頃から住民同士の顔の見える関係づくりを進めます。
- (3) 世代や分野を超えたネットワークの活用により、地区社会福祉協議会の活動が充実・強化されるよう支援します。

◆取組目標 4◆

誰もが人権をはじめとした権利を守られ、尊重されるべき存在であるという権利擁護の取組を進めます。

〈主な取組〉

- (1) 普段の生活に支援が必要な人も地域で安心して暮らせるよう、区役所や相談支援機関が連携して必要な制度や支援につなぎ、家族支援も含めた環境整備に取り組みます。
(あんしんセンター、成年後見制度利用促進、生活困窮者自立支援事業、虐待防止等)
- (2) 区役所や相談支援機関は相談分析や課題検討、研修等を通して支援の質の向上に努めます。
(成年後見サポートネット、セーフティネット会議、要保護児童対策協議会等)
- (3) 地域住民やユースプラザ等の関係機関・団体と連携しながら、生活に困難を抱える青少年を地域でサポートする体制を整えます。
(青少年の学習支援、就労支援、学習支援ボランティア等)

<コラム>

具体的な取組について、よりイメージしていただけるよう、写真と共に事例をご紹介します。
(第4期計画で進めていきたい要素を含む事例や特徴的な事例を選出)

目指す姿 2 みんなが、声をかけあえるまち

◆取組目標 1◆

より身近な地域での見守りや支え合い・つながりづくりの取組を一層進めます。

〈主な取組〉

- (1) 地域の多様な主体が連携・協働し、町内会・自治会単位やより身近な地域の中に誰もが気軽に参加できる地域カフェやサロン等の居場所を増やし、住民同士の見守り・支え合いの関係づくり「ご近所福祉」を進めます。
- (2) 災害発生時も地域で助け合って乗り越えられるよう、平時から防災訓練やその他の地域行事に多様な方々の参加を促し、地域での支え合い・つながりづくりを進めます。

◆取組目標 2◆

みんなで話し合い、考えるプロセスを大切にし、地域課題の解決に向けた取組を進めます。

〈主な取組〉

- (1) 地域の組織・団体、区役所、支援機関、学校等が、地域課題の解決に向け協議・協働し、地域での見守りや支え合いの取組を一層進めます。
(地域ケア会議、生活支援体制整備事業、セーフティネット会議等)
- (2) 誰もが地域福祉保健計画の趣旨や地域の目指す姿を共有し、みんなで取り組む機運の醸成を図ります。
- (3) 住民の話し合いによる課題解決を支援するとともに、区役所は「地域と向き合う体制」で横断的に連携し、より効果的に地域支援を行います。

◆取組目標 3◆

地域での見守り・支え合いの取組を多面的に支援します。

〈主な取組〉

- (1) 地域課題の解決に取り組む団体の活動の立ち上げや継続的な運営について、助成金・資金確保の手法・活動拠点の整備など、多面的に支援します。
- (2) 地域の居場所づくり、仲間づくり、お互いさまの助け合いの取組を、いろいろなかたちで発信し、必要な人に情報を届けます。
- (3) 学校や企業、社会福祉法人、NPO法人等の多様な活動を行う団体との連携を通じ、資源やノウハウを活かした取組につなげるとともに、それらの取組事例を発信し、連携・協働の広がりを促進します。

<コラム>

具体的な取組について、よりイメージしていただけるよう、写真と共に事例をご紹介します。
(第4期計画で進めていきたい要素を含む事例や特徴的な事例を選出)

目指す姿3 ひとりひとりが、自分らしくいられるまち

◆取組目標1◆

ひとりひとりの思いや力が大切にされ、自分のペースで参加できる場・機会を増やします。

〈主な取組〉

- (1) 誰もが気軽に参加でき、できることや得意なことを活かせる機会づくりを進めます。
- (2) 地域活動に関心のある人が、自分にあった参加方法を見つけられるよう、相談場所のPRやコーディネートを進め、より多くの区民の地域参加につなげます。

◆取組目標2◆

健康づくりをきっかけに、つながりが増え、支え合える地域づくりを進めます。

〈主な取組〉

- (1) 趣味やサークル活動などでの健康づくりをきっかけとした仲間づくりや、自分らしく楽しみながら居られる場づくりを行います。
- (2) ひとりひとりがいつまでも自分らしく元気に暮らせるよう、様々な世代に対し気軽に取り組める健康づくりを展開するなど、健康寿命を延ばすための取組を進めます。

◆取組目標3◆

地域活動を活発にするための人材づくりを進めます。

〈主な取組〉

- (1) 地域課題解決に取り組むために、地域で次世代のリーダーの役割を担える人材を育成します。
- (2) 地域で活躍する活動者の取組を、より多くの区民に知ってもらえるよう広報啓発に取り組みます。
- (3) 地域活動の楽しさを発信し、広く区民の地域参加を促す取組を展開します。
(ジュニアボランティア、次世代育成、ボランティア養成講座、生涯学習支援等)

<コラム>

具体的な取組について、よりイメージしていただけるよう、写真と共に事例をご紹介します。
(第4期計画で進めていきたい要素を含む事例や特徴的な事例を選出)

第4章 地区別計画

(1) 地区別計画とは

旭区の地区別計画は、19の連合自治会町内会単位のエリアで策定・推進しています。地区の多様なニーズや課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザと協働して策定・推進する計画です。

区内地図
(連合自治会町内会エリア)

(2) 19 地区の地区別計画

**旭区内 19 地区の地区別計画を掲載予定
(1 地区 × 4 ページ)**

第5章 計画の推進

第4期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）を目指す姿に向けて着実に推進していくためには、区全域計画・地区別計画ともに推進体制と仕組みが重要です。

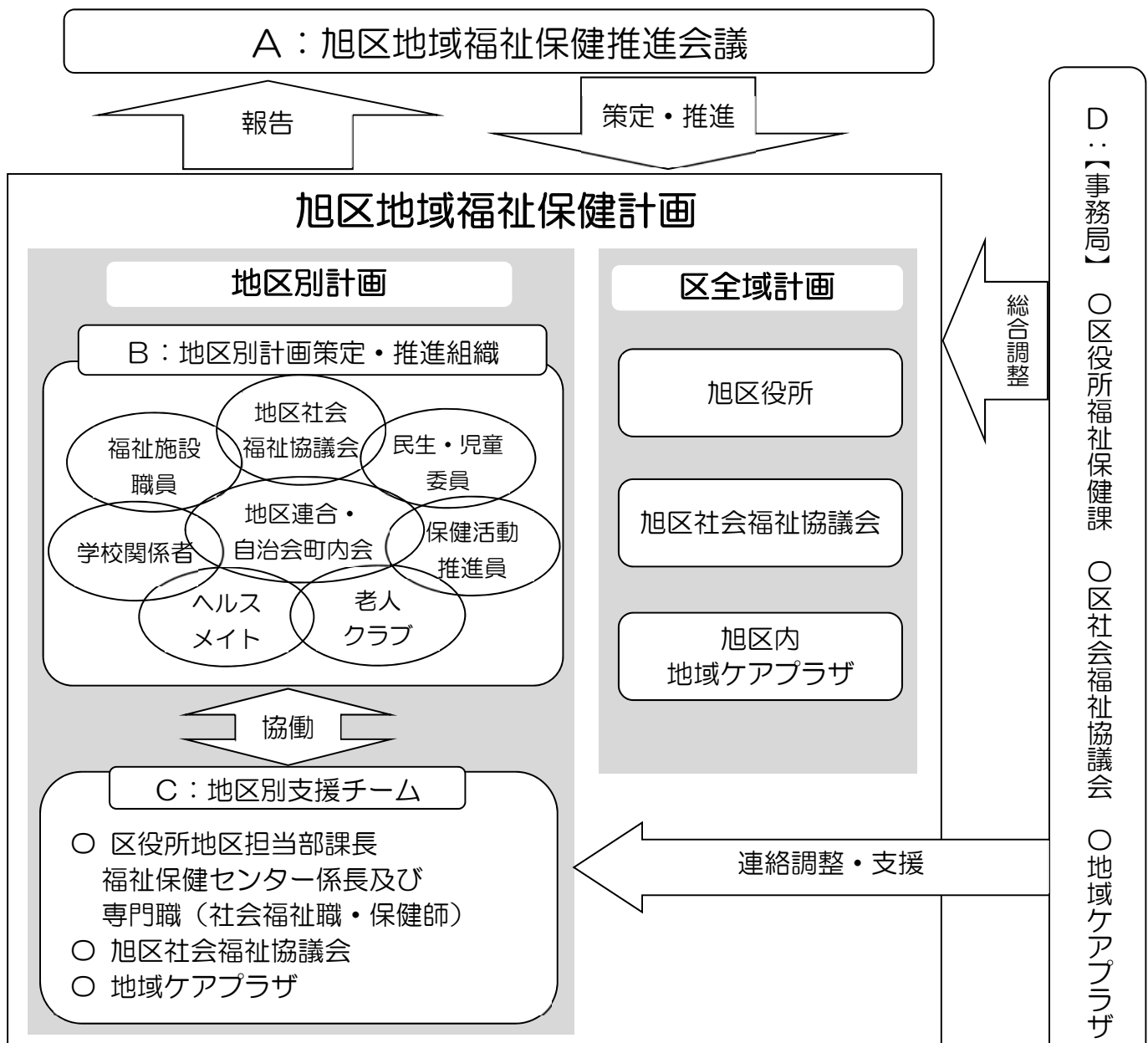
（1）区（全域）計画推進の体制

区全域計画は、主に区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザが福祉保健課題に関する様々な事業を実施するとともに、区民・関係機関・事業者等との連携・協働等によってそれらの課題の解決をしていくことで推進します。

区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの代表で構成する共同事務局（図D）が計画全体の策定・推進にかかる進行管理や総合調整、区域での課題共有、普及啓発事業、職員研修などを行います。

また、住民や区内の福祉・保健・医療等関係団体の代表者、学識者等で構成される旭区地域福祉保健推進会議（図A）において、事務局から計画策定・推進の状況を報告し、いただいたご意見や協議結果等をその後の方向性や取組等に反映させていきます。

旭区地域福祉保健計画策定・推進体制図



(2) 地区別計画策定・推進組織の体制 (図B)

地区別計画は、各地区の地区別計画策定・推進組織（支えあいネットワーク等）が中心となり地区の未来図の実現や目標達成に向けて、必要な取組についての検討や推進状況の把握、課題の共有や検討などを行います。年度末には1年間の振り返りを行い、成果と課題を確認し、次年度の取組へとつなげていきます。

地区別計画策定・推進組織は、地区連合や自治会町内会をはじめ、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員、保健活動推進員、老人クラブや子ども会、ボランティア団体、学校や福祉施設等の関係機関、地区の状況や課題に応じた様々な組織・団体の関係者から構成されます。

メンバーは、会議等で共有された情報や課題、話し合われた意見などをそれぞれの組織・団体へ持ち帰り、それぞれの取組に活かしたり、必要な話し合いを持つなどします。

そして、それぞれの組織・団体で取り組んだことを次回の会議で報告、再検討するなどして、地区全体としての取組を進めていきます。このように、地区別計画策定・推進組織と地区内の様々な組織・団体が地区別計画を通してつながっていくことで、計画についての理解を浸透させていきます。

(3) 地区別支援チームとその役割

区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザは、各地区の地区別計画の策定・推進を支援するため、地区ごとに地区別支援チームを設置しています。(図C)

地区別支援チームは、地区別計画策定・推進に関する会議や取組等に参加し、住民の主体性を尊重し、寄り添いながら、住民や関係機関等と協働し、支援します。また、地域では解決が難しい課題を区全体の課題として捉え、関連する部署や区全域計画につなぎます。

<コラム>

具体的な取組について、よりイメージしていただけるよう、写真と共に事例をご紹介します。
(第4期計画で進めていきたい要素を含む事例や特徴的な事例を選出)

(4) 振り返り

第4期計画では、取組の成果や課題を確認し、今後の活動につなげていくために、進捗状況の振り返りを行います。

区全域計画・地区別計画いずれもPDCAサイクル*に基づき、各年度及び計画期間全体を通しての振り返りを実施します。振り返りの内容は、次年度の取組や第5期計画の策定に活かします。

*「PDCAサイクル」

Plan（計画）→Do（実行）→Check（振り返り）→Act（継続・発展）→Plan…

〈区全域計画〉

区域共通の課題や、各地区では解決の難しい課題などについての取組状況、地区別計画の支援状況について振り返りを行います。

【振り返りの視点】

結果	・課題解決に向けた取組はどの程度進んだか
経過	・目指す姿に向けて、地域でどのような取組が行われたか ・住民・地域が主体的に取り組めたか ・住民・関係機関等と協働して取り組めたか ・支援機関の働きかけや支援はどうだったか

〈地区別計画〉

各地区で取り組んできたことを住民と地区別支援チームがともに振り返り、取組の成果や課題を共有、確認することで、今後の地域活動の方向性の確認や見直しを行います。

【振り返りの視点】

- ・地域での取組が目指す姿や目標に基づいた活動となっているか確認する
- ・取組の成果を数的な変化でみる（場や機会の数、参加者数、担い手の数等）
- ・取組による成果を質的な変化でみる（対象の広がり、理解者の増加、組織間の連携強化等）

資料編：

- (1) 第4期計画の策定経過（調整中）
- (2) 策定にあたっていただいた区民の皆さまからのご意見（調整中）
- (3) 推進委員および検討部会委員の名簿（調整中）
- (4) 用語集（調整中）

令和2年10月発行

横浜市旭区役所福祉保健課

住所：〒241-0022

横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12

電話：045-954-6143

FAX：045-953-7713

電子メール：as-chifuku@city.yokohama.jp

ウェブサイト：https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/

令和2年10月発行

社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

住所：〒241-0022

横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35

電話：045-392-1123

FAX：045-392-0222

電子メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

ウェブサイト：<http://www.palletasahi.jp/>

【問合せ先】

横浜市旭区役所 福祉保健課 事業企画担当

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12

電話：045-954-6143 FAX：045-953-7713

電子メール：as-chifuku@city.yokohama.jp

きりとり線

ご意見欄

令和2年12月15日（火）消印有効

第4期旭区地域福祉保健計画（素案）へのご意見・ご提案をお書きください。

こちらの【郵便はがき】を印刷して使用することはできません。

きりとり線

ご協力ありがとうございました。

区民の皆さまのご意見をお寄せください！

第4期旭区地域福祉保健計画(素案)について、幅広く区民の皆さまからのご意見を募集します。いただいたご意見は、今後の計画策定や地域福祉保健関連施策の参考にさせていただきます。

【 募 集 期 間 】

令和2年11月11日(水)～12月15日(火)

【 冊 子 配 布 ・ 閲 覧 場 所 】

旭区役所(福祉保健課)、旭区社会福祉協議会、旭区内地域ケアプラザの窓口
及び旭区役所ホームページ ほか

【 提 出 方 法 】

- ◆素案冊子に付属の専用はがき
- ◆横浜市電子申請・届出サービス
- ◆FAX
- ◆電子メール

いずれかの方法にて、募集期間中にお送りください！

皆さまからの
ご意見お待ちしております！



旭区地域福祉保健計画

検索

詳細は旭区役所ホームページをご確認いただくか、【問合せ先】までお問い合わせください。

きりとり線
郵便はがき

料金受取人払郵便

241-8790



横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区役所 福祉保健課
事業企画担当 行

差出有効期限
令和2年12月
31日まで

こちらの【郵便はがき】を
印刷して使用することは
できません。

差し支えなければ、以下の該当するものに○をつけてください。

- 年齢
- a 20歳未満 b 20～39歳 c 40～64歳
- d 65～74歳 e 75歳以上

【提出にあたって】



横浜市電子申請・
届出サービス
二次元コード

<提出方法>

- ①はがき(切手不要、12月15日消印有効)
・左のはがきを切り取り、ご使用ください。
- ②横浜市電子申請・届出サービス
・上記「二次元コード」からもご利用いただけます。
- ③FAX: 045-953-7713
- ④電子メール: as-chifuku@city.yokohama.jp
・メールの件名は、「パブリックコメント」と表記してください。

<注意事項>

- ・いただいたご意見の概要と、それに対する区の考え方をまとめ、後日ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・いただいたご意見は公開される可能性がありますので、ご承知おきください。
- ・ご意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、本案に対するパブリックコメントに関する業務のみ利用させていただきます。
- ・その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適正に取り扱います。